

第4章 学校給食関係事務

1 学校給食費

[学校給食に要する経費負担の根拠等]

- 学校給食法第11条
- 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第5条
- 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条
- 学校給食法施行令第2条
- 学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針について(昭48. 6 文部省体育局)

[学校給食費の会計管理方法についての参考]

- 学校給食費の徴収、管理上の疑義について(昭32. 12. 18委管77文部省管理局長)
- 学校給食の徴収管理上の疑義について(昭33. 4. 9 委管77

(1) 学校給食費について

ア 経費の負担区分

学校給食費については、学校給食法第11条等に規定されている。それによると、学校給食の運営に必要な施設・設備の整備費、調理従事員等の人件費は、学校の設置者の負担であり、それ以外の経費は、保護者が原則として負担すべきものとされている。したがって、学校給食費の内容は、主として食品の原材料費と光熱水費である。もっとも、学校給食法第11条は、単に経費の負担区分を示したものであり、光熱水費は、管理的経費の性格が強い点から、保護者負担の軽減に配慮すれば、できるかぎり設置者負担とすることが望ましい。

イ 学校給食費の会計管理方法

学校給食費の会計管理に関する疑義に学校給食費を市町村の歳入歳出予算に組み入れるべきかというものがある。

これについては、文部省体育局長名の通知(昭和39年)等に行政実例がある。それらによると、学校給食費は、校長限りの責任で管理してもよい(私費会計)としながら、また一方では、市町村の歳入歳出予算として管理してもよい(公費会計)と、きわめて弾力的な考え方が示されている。

したがって、公費会計とするか私費会計とするかは、地域の実情等に応じ、それぞれの設置者が判断すべきこととなる。大規模な共同調理場を有する市町村では、一か所の調理場で扱う学校給食費が多額になることから、金銭処理の不正事故を防止することなどに配慮して、学校給食費を市町村の歳入歳出予算とし、公費会計として運営している事例もある。

(2) 学校給食費会計

ア 学校給食費の決定

学校給食費は、給食内容や年間実施回数等によって学校や市町村ごとに差異が生じるものであり、単純に比較できるものではない。

しかし、学校給食費の決定に当たっては、合理的に算出し、「学校給食費検討委員会」等に諮り、関係者の合意の上に決定することが望ましい。

なお、学校給食費の決定に当たり、次のような事項に留意する。

(ア) 学校給食費は、年間を通じて同一価格を維持するようにし、年間途中の値上げは原則として避ける。

文部省管理局長)

- 学校給食共同調理施設、設置に伴う学校給食費の取扱いについて（昭39. 7. 16委体34文部省体育局長）

- (イ) 学校給食調理従事員の人件費や施設・設備の整備に要する経費を学校給食費の中に含めない。
- (ウ) 食材料費については、献立表と食品構成表に基づいて、地域産業、家庭経済の実態や食品の価格変動等を考慮して適正な価格を算出する。
- (エ) 児童生徒に魅力あるおいしい食事となるよう適正な価格とする。
- (オ) 食材料の購入に当たっては、学校給食会とともに生産者、加工業者及び卸売業者を納入業者とし、また、それぞれ2者以上の見積りによって納入業者を決定するよう配慮する。
- (カ) 年間の学校給食実施回数は、年間行事予定等により正確な回数を決める。
- (キ) 隣接する学校又は市町村の学校給食費も参考とする。
- (ク) 学校給食費を決定するに当たり、保護者の十分な理解を得る。

イ 学校給食費の経理

経理事務は、収納、保管、支出、記帳など多種にわたるので、可能な限り簡素化、効率化し、学校全体で組織的に管理されることが望ましい。

学校規模等によりその事務分担も一様ではないが、いずれの場合においても、次の点に留意することが必要である。

- (ア) 職員のうちから会計責任者を1名選任し、学校給食会計全般に関する事務の総括、監督を行わせる。
- (イ) 学校給食会計の責任者は、他会計の責任者との兼任を避けることが望ましい。
- (ウ) 学校給食費の収納、支出等の事務は、それぞれ分離独立して行うようにし、同一人が収納、支出等の係を兼ねることは避ける。
- (エ) 会計年度末に大幅な残金が生じた場合は、保護者の承諾を得て次年度に繰り越すか、返還しなければならず、それ以外の用途に使用することは望ましくない。

ウ 監 査

学校給食会計に不正な点がないか、改善すべき点がないかを毎年度調査するため、監査制度を設けておく必要がある。

監査の内容は、おおむね次のようなものである。

- (ア) 監査は、学校給食費に関する帳簿、伝票その他証拠書類について行う。
- (イ) 監査員は、PTA、教育委員会、学校等で選任する。
- (ウ) 監査は定期的に行い、少なくとも年1回会計年度末に行う。
- (エ) 監査報告書を作成する。

2 国庫補助金（交付金）関係

(1) 安全・安心な学校づくり交付金

安全・安心な学校づくり交付金交付要綱

〔平成18年7月13日18文科施第186号〕
文部科学大臣裁定

(最終改正平成22年4月9日21文科施第648号)

第1 通 則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定 義

1 安全・安心な学校づくり交付金

地方公共団体が作成した法第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表1又は別表2に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第3 施設整備計画

1 地方公共団体は安全・安心な学校づくり交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

- 施設整備計画の目標
- 交付対象事業の事業区分
- 計画期間
- 施設整備計画の名称
- 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 域内の義務教育諸学校等施設（法第11条に規定する義務教育諸学校等施設をいう。）の整備状況
- 交付対象事業に係る学校等の名称
- 交付対象事業ごとの整備面積
- 交付対象事業ごとの概算事業費
- 交付対象事業に係る学校等についての整備方針
- その他必要な事項

2 前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第4 交付対象者

安全・安心な学校づくり交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

第5 交付期間

安全・安心な学校づくり交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとする。

第6 交付金額の算定

1 地方公共団体ごとの交付

安全・安心な学校づくり交付金は、地方公共団体ごとに交付するものとする。

2 年度単位の交付

複数年度にわたる施設整備計画に係る安全・安心な学校づくり交付金の交付については、施設整備計画に記載された個々の事業の着工時期に応じ、年度ごとに交付するものとする。

3 算定方法

安全・安心な学校づくり交付金は、施設整備計画に記載された事業（交付対象事業に限る。）につき、別表1又は別表2に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額の総和と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付することとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$A = \left(\begin{array}{c} (a_1 + a_2 + a_3 + \dots) \\ \text{又は} \\ (b_1 + b_2 + b_3 + \dots) \end{array} \right) + \text{事務費}$$

単年度における交付限度額…… A

交付対象経費… a（別表1又は別表2により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額の総和）と b（事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額の総和）とを比較して少ない方の額

4 学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒1人当たりの基準面積等

別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積及び児

童又は生徒1人当たりの基準面積その他建物の基準面積については、公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）によるものとする。

5 1平方メートル当たりの建築単価等

別表1又は別表2の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の1平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

6 経費の種目

別表1及び別表2に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。

7 事務費（第7に定める事務費を除く。）

事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

第7 都道府県への事務費の交付

都道府県の教育委員会が交付の実施に関する事務を行うために必要な経費については、法第10条の規定を準用する。

第8 施設整備計画の事後評価

1 地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、安全・安心な学校づくり交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附 則

1 この要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

2 施設整備計画に基づき実施される附則別表に掲げる事業（他の法令又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）については、平成18年度補正予算で実施されるものに限り、交付対象事業とする。

附則別表（本土及び沖縄県に係るもの）

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	大規模改造 (質的整備)	公立の義務教育諸学校等施設（小学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物を除く。）の大規模改造で法令等に適合させるための工事に要する経費（損傷又は劣化等によりばく露するおそれがある石綿等の対策に限る。）	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 3 （算定割合の特例） 財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2 / 7

附 則

この要綱の規定は、平成19年度以降に交付を決定する国庫補助金から適用し、平成18年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年5月15日）

この要綱の規定は、平成20年度以降に交付を決定する国庫補助金から適用し、平成19年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年6月30日）

この要綱の規定は、平成20年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、平成19年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助又は交付金の交付で平成20年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱の規定は、平成21年度以降に交付を決定する国庫補助金から適用し、平成20年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成21年6月18日）

- この要綱の規定は、次項に定めるものを除き、平成21年度補正予算（第1号）以降の予算に係る交付金の交付について適用し、平成21年度当初予算以前の予算に係る交付金の交付については、なお、従前の例による。
- 別表1の37及び別表2の35の規定は、平成21年5月29日以降に交付を決定する平成21年度当初予算及び平成21年度補正予算（第1号）の予算に係る国庫補助金から適用し、同日以前に交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成22年4月9日）

この要綱の規定は、平成22年度以降に交付を決定する国庫補助金から適用し、平成21年度以前の予算に係る国庫補助金については、なお、従前の例による。

別表1 (本土に係わるもの) ~抜粋~

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
21	学校給食施設の 新增築	義務教育諸学校における 学校給食の開設に必要な施 設設備（ドライシステムに よるものに限る。以下同じ。） 及び学校給食の改善充実に 必要な施設設備の新築又は 増築に要する経費（財政力 指数0.5未満のへき地の学校 にあっては改修に要する経 費を含む。）	<p>ア 単独校調理場</p> <p>一 単独校調理場施設（へ き地の学校にあっては 食品貯蔵施設を含む。） 整備 別に定める児童又は 生徒の数（以下「児童 生徒数」という。）及び 施設の区分に応じ別に 定める面積（ただし、 学校給食の施設として 使用することができる と認められる既設の施 設があるときは、当該 施設の面積を控除した 面積）に1平方メー トル当たりの建築の単 価を乗じたものとする。</p> <p>二 附帯施設整備 文部科学大臣が必要 と認める額とする。（た だし、児童生徒数及び 施設の区分に応じ別に 定める金額を限度とす る。）</p>	<p>1 / 2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア へき地の学校にあって は別記に定める算定割合</p> <p>イ 駐留軍再編特別措置法 第11条の規定の適用のあ る小学校等の建物にあっ ては5.5 / 10</p>
			<p>イ 共同調理場</p> <p>一 共同調理場施設設備 別に定める児童生徒 数及び施設の区分に応 じ別に定める面積（た だし、学校給食の施設 として使用することが できると認められる既 設の施設があるときは、 当該施設の面積を控除 した面積）に1平方メ ートル当たりの建築の 単価を乗じたものとし る。</p> <p>二 附帯施設整備 文部科学大臣が必要 と認める額とする。（た だし、児童生徒数及び 施設の区分に応じ別に 定める金額を限度とす る。）</p>	<p>1 / 2</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>へき地の学校を含む共同 調理場にあつては $(1 / 2 \times N 1 + R \times N 2) / N$ N : 当該共同調理場に参 加するすべての児童生 徒数 $N 1$: 当該共同調理場に 参加する学校の児童生 徒のうち、へき地の学 校以外の学校の児童生 徒数 $N 2$: 当該共同調理場に 参加する学校の児童生 徒のうち、へき地の学 校に係わる学校の児童 生徒数 R : 別記に定める算定割 合</p>

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
22	学校給食施設の改築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適性規模にするため及び参加校若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上、及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築（都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村又は平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場施設の統合等による改築（以下「既設共同調理場施設統合改築」という。）を含む。）に要する経費	<p>ア 単独校調理場</p> <p>一 単独校調理場施設整備</p> <p>別に定める児童生徒数に応じ別に定める面積（ただし、学校給食の施設として使用することができるものと認められる既設の施設があるときは、当該施設的面積を控除した面積）に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>二 附帯施設設備</p> <p>文部科学大臣が必要と認める額とする。（ただし、児童生徒数に応じ別に定める金額を限度とする。）</p> <p>イ 共同調理場</p> <p>一 共同調理場施設整備</p> <p>別に定める児童生徒数に応じ別に定める面積（ただし、学校給食の施設として使用することができるものと認められる既設の施設があるときは、当該施設的面積を控除した面積）に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。</p> <p>二 附帯施設設備</p> <p>文部科学大臣が必要と認める額とする。（ただし、児童生徒数に応じ別に定める金額を限度とする。）</p>	<p>1 / 3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア 財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては $1 / 3 \times 1 / (\text{財政力指数})$</p> <p>イ へき地の学校に定める算定割合</p> <p>1 / 3</p> <p>(算定割合の特例)</p> <p>ア へき地の学校を含む共同調理場にあつては $(1 / 3 \times N 1 + R \times N 2) / N$</p> <p>N：当該共同調理場に参加するすべての児童生徒数</p> <p>N 1：当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数</p> <p>N 2：当該共同調理場に参加する学校の児童生徒数</p> <p>R：別記に定める算定割合</p> <p>イ 財政力指数が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては $1 / 3 \times 1 / (\text{財政力指数})$</p> <p>ウ 既設共同調理場施設統合改築にあつては $1 / 2$</p>

工事 種目	項 目	判 定	対 象 内	対 象 外	備 考
電 気 工 事	電話機	×			} 建物に固定され た架台等は対象
	マイクロホン	×			
	テレビ	×			
	テレビアンテナ	○			
	アンプ	△	非常放送用のもの	左記以外	
	スピーカー	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	ベル	○			
	チャイム	○			
	ブザー	○			
	避雷針設備	○			
	扇風機、送風機等	△	} 建物工事として 行った工事	} 左記以外 (後で取り付けたもの等)	
	テレビ、電話、インターホン等の配線(管)	△			
	電話交換機	○			
	エレベータ	×			
	リフト	×			
	防犯灯	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	防犯監視装置	△	} 防犯・安全対策用と して建物、門等に付 属したもの	} 左記以外	
	非常通報装置	△			
	誘導灯	○			
	非常照明設備	○			
非常用蓄電池	○				
消防署への直接連絡設備	○				
感知器	○				
火災報知器	○				
ガス漏れ警報器	△	建物の壁などに固定し たもの(設備)	左記以外		
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる 工事のうち専用部分及び 共用部分(当該増改築部 分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を 除き面積按分する	
将来、増改築及び電気容量の変更に伴 う増設予定の為の配線(管)	△	補助対象建物内	左記以外		
既存建物内の火災報知器の受信機及 び消防署への直接連絡設備	△	消防法等により補助建物 の建築に伴い改修又は増 設の必要があるもの	左記以外		
給 排 水 衛 生 機 械 工 事	消火器、消火弾	×			
	避難器具	△	建物に固定してあるも の及び避難袋の類	左記以外	
	感知器	○			
	消火栓ボックス	○			
	防火用貯水槽	△	右記以外	修景用の池等	
	貯受水槽	○			雨水貯水槽含む

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
給排水衛生機械工事	給水栓	○			
	給水タンク	○			
	給水ポンプ	○			
	排水ポンプ	○			
	給排水配管	○			
	トラップ	○			
	散水栓	△	犬走り内	左記以外	
	さく井	△	敷地内	敷地外	給水工事に限る
	犬走側溝	○			
	排水溜枳	○			
	グレーチング	○			
	し尿浄化槽	○			
	汚水ポンプ	○			
	汚水管	○			
	瞬間湯沸器	○			温水器を含む
ガス配管	○				
諸コック	○				
連結送水栓	○				
分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外		
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除く	
将来、増改築・増設予定の為の配管（線）	△	補助対象内建物	左記以外		
冷暖房工事	暖房機器及び付属設備一式	○		備品的な暖房器具	床暖房については建物に固定してあるもののみ対象
	冷房機器及び付属設備一式	○			
	全熱交換機	○			
	既存建物内のボイラー工事	△	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	将来、増改築・増設予定の為の配管（線）	△	補助対象内建物	左記以外	
門囲障等工事	門	△	建物の新增改築に伴い必要となる門柱、戸及び扉の新增改築（これに付随する花壇等を含む）	左記以外及び道路に該当する工事	
	囲障	△	建物の新增改築に伴い必要となる囲障の新增改築で、敷地境界又はこれに準ずる箇所にあるもの（生垣等を含む）	左記以外	
	吹抜けの渡り廊下	△	建物の新增改築に伴い必要となるもの	既存建物間をつなぐもの	

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
設計費等	実施設計費	○	前年度支出済み分も対象 学校給食施設全体を整備する事業（新築、全面改築）	左記以外	設計費を除いた工事費の1/100を限度とする
	基本設計費	△			
	耐力度調査費	△			
地査工調	ボーリング等一式	△	敷地内	敷地外	前年度支出済み分も対象
仮設工事	工事用搬入路整備	△	直接工事費の割合（交付金分と単独分）で按分する	工事と関係のない仮設工事	敷地外も含み、土地借料も対象 旧建物等の撤去費の対象となる工事は、仮設工事の対象外
	仮設渡り廊下設置	△			
	非常階段の移設費	△			
	旧建物等の埋設物の撤去費	△			
	既存建物等移転費	×			
撤去工事	旧建物等の撤去費	△	危険建物等又はこれに準ずる建物として改築の対象となった面積を限度とする	左記以外	
	フェンス、排水、側溝、花壇、舗装及び樹木等の撤去費、撤去復旧費及び樹木の移植費	△	事業の実施に伴い撤去する又は支障となる施設等（事業実施範囲内）	左記以外	

- 原則として対象とするもの
凡例 △ 場合によって異なるもの
× 原則として対象とならないもの

学校給食施設整備事業に係る附帯施設の対象品目について

附帯施設の対象品目	対 象 内	対 象 外
かま	回転釜等（ガス、電気等を問わない）	炊飯専用の釜
上流し、下流し	シンク、水切台等	
調理台	調理台、作業台、移動台	コンベア、調理機器を置く台
食器洗浄機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	野菜洗浄機、器具の洗浄機
食器消毒保管機	食器・食缶・トレイ・コンテナ等	器具消毒保管庫、包丁まな板殺菌庫
ボイラー	調理用のボイラー	瞬間湯沸器は工事費で対象
かくはん機	フードミキサー等	
野菜裁断機	フードスライサー、サイの目カッター等	
球根皮むき機	球根皮剥機、ピーラー等	
揚物機	連続フライヤー等（油切コンベア等、揚物機と一体とみなせるもの）	単体の油タンク、オイル缶、油ろ過器
焼物機	ガステーブル、電磁調理器等	
蒸物機	スチームコンベクションオーブン	電子レンジ、湯煎器等
冷蔵庫	冷蔵庫（プレハブ冷蔵庫も含む）牛乳用保冷庫	冷凍庫、冷凍冷蔵庫、蓄冷剤凍結庫
真空冷却機		
中心温度管理機能付き調理器		
エアカーテン、エアシャワー		間仕切りカーテン
手指殺菌機		靴・エプロン殺菌庫
炊飯機	連続炊飯機、炊飯釜等	
洗米機		
納米庫（米びつ）		
食器浸漬槽		

※ 対象品目と一体になっているものや、対象品目に必要不可欠なものは対象とする。

※ 対象品目の運搬費、据付け費、試運転調整費など使用前の必要不可欠な費用は対象とする。

(2) 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金

この補助金は、市町村が、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としている。

なお、平成17年度から準要保護者に係る国の補助は廃止された。準要保護者に係る補助については、税源委譲され、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されている。

ア 根拠法令等

学校給食法、学校給食法施行令、学校給食法施行規則、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（昭和39年2月3日文科初財第21号）、要保護及び準要保護児童生徒の認定について（昭和38年1月18日文科初財第57号）ほか

イ 補助の対象

(ア) 対象となる保護者

a 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

ただし、現に教育扶助を受けている者のうち、学校給食について扶助を受けている要保護者は対象とはならない。

それ以外の要保護者に対しては、必ず補助を行うこと。

b aの要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者として市町村教育委員会が認定した者（準要保護者）

〔要保護者〕

- 学校給食法第12条第2項

〔準要保護者〕

- 要保護および準要保護児童生徒の認定について

要保護者

〔生活保護法第6条第2項〕

現に保護を受けている者（被保護者）

現に教育扶助（学用品、通学用品、学校給食等）を受けている者

現に教育扶助以外の扶助（医療、出産、生業、葬祭）を受けている者

現に保護を受けてはいないが、保護を必要とする状態にある者

〔世帯票の作成〕

- 要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（以下「事務処理要領」という。） 1

(イ) 要保護児童生徒の認定事務手続

a 世帯票の作成

市町村教育委員会は、校長又は民生委員等が就学援助を必要とすると認める者について、教育的立場からの校長の意見に基づき「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票」を作成する。

なお、入学若しくは転入学又は災害等により就学援助を必要とすると認める者についても同様とする。

〔児童生徒の認定〕

○ 事務処理要領 2

〔認定基準〕

○ 事務処理要領別添
要保護及び準要保護
児童生徒の認定要領
2

b 要保護及び準要保護児童生徒の認定

市町村教育委員会は、世帯票に基づき前年度の3月末日（ただし、新たに小学校に入学する者については、当該年度の4月末日）までに要保護及び準要保護児童生徒の認定を終了することが必要である。この認定に際して、市町村教育委員会・校長・PTA代表・民生委員等で構成する認定委員会のようなものを設けて、その意見を徴するなど認定の公正を期することが必要である。認定終了後は、当該世帯票の一部を校長に送付してその結果を知らせ、1部を認定台帳として市町村教育委員会に保管する。

なお、年度の途中において、他の市町村から転学してきた児童生徒が、就学援助を必要とする者である場合には、転入前の市町村と十分連絡を密にし重複受給とならないように速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

【準要保護者認定基準】

A 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ・地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- ・地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- ・国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ・児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ・世帯更生貸付補助金による貸付

B A以外の者で、次のいずれかに該当する者

- ・保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ・PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- ・学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- ・経済的な理由による欠席日数が多い者

〔支給計画通知書の作成〕

○ 事務処理要領 8

(ウ) 就学援助費の支給手続き

a 支給計画通知書の作成

市町村教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給予定額を決定したのち「就学援助費支給計画通知書」を作成し、こ

〔就学援助費の支給〕

- 事務処理要領 7、
10、11

〔個人支給明細書の作成〕

- 事務処理要領 9

れを4月末日までに校長に通知する。次いで、校長を通じて保護者に対し援助を受けることとなった旨を連絡するとともに、保護者が補助金を受領する意思があるかどうかを確かめる。

b 就学援助費の支給

市町村は、補助金の支給を年度当初から行い、3月末日までに完了させるものとし、その補助額は、学校給食費として徴収される実費を対象とする。この場合、実費の2分の1から全額の範囲で補助額を定めることができる。

また、市町村が保護者に学校給食費を補助する場合、校長はなるべく保護者の委任を受け、その代理人として学校給食費を一括受領・保管し、処理することが望ましい。この場合、校長は保護者から委任状を必ず取るようにし、この委任事務が完了したときは速やかに委任事務の完了したことを当該保護者に連絡しなければならない。

支給に当たって、要保護及び準要保護児童生徒に、卑屈感や劣等感を抱かせないように細心の注意を払わなければならない。いったん、学校給食費を徴収し補助金を受領してから返金する方法をとる場合には、必ず保護者から領収書を取っておくことが必要である。

c 個人支給明細書の作成

市町村教育委員会が直接補助事務を行う場合には市町村教育委員会が、また、校長が市町村教育委員会の補助執行機関として補助事業を行う場合には当該校長が、それぞれ「就学援助費補助支給明細書」を備え付けなければならない。

ウ 国庫補助金

(ア) 対象となる市町村

補助金交付の対象となるのは、公立の小学校又は中学校を設置し、次の各条件を満たす市町村である。

- a 学校給食法施行令第1条の規定に基づく学校給食開設の届出を完了しており、現に学校給食を実施していること。
- b 要保護及び準要保護者一人一人に対して、学校給食費の2分の1以上の補助を行うこと。
- c 補助金の申請時点において、(イ)の補助を行うのに必要な予算を議決しているか又は議決確実であること。

(イ) 対象となる学校給食費

補助金交付の対象となる学校給食費とは、次に掲げる経費をいう。

a 食材料を購入するのに要する経費

例えば、パン・米飯・牛乳・おかず等の食材料を購入するのに要す

る経費

b 食材料を調理するのに要する経費

例えば、燃料費・水道料・電気代等に要する経費

上記bの経費は、市町村が負担することが望ましいので、通常はaのみに限られる。

なお、次のものは補助金交付の対象となる学校給食費とはいえない。

- 学芸会等における茶菓子代等を学校給食費から支出した場合の当該経費
- 学校給食費として徴収したもののうち、不使用となった金額

(ウ) 補助限度額

国の補助限度額は、学校給食の区分ごとに小学校・中学校それぞれに配分された児童生徒数に、文部科学大臣が毎年定める児童生徒1人当たりの年間学校給食費予定額を乗じて得た額の2分の1となる。

(エ) 補助金額

国庫補助金の額は、市町村が、要保護児童生徒若しくは要保護児童生徒に認定した保護者に対して、学校給食費の2分1以上を補助する場合、前記(ウ)による補助限度額と、当該市町村の補助する金額に2分の1を乗じて得た額のいずれか小さい額となる。

(オ) 補助金の申請事務手続き

① 事業計画概要書の提出	国の補助を受けようとする市町村は、事業計画書を別に通知する日までに県教育委員会へ提出する。事業計画概要書は、児童生徒数の配分を決定するときの基礎資料となるので、十分留意し、正確を期さなければならない。
↓	
② 児童生徒数の配分	県教育委員会は、文部科学大臣から県教育委員会へ配分された児童生徒数を、先に提出された事業計画概要書に基づき、市町村教育委員会へ配分する。
↓	
③ 国庫補助金の交付申請	市町村は、児童生徒数の配分を受けたときは、交付申請書に事業計画書・収支予算書を添えて、県教育委員会を経由して文部科学大臣に提出する。
↓	
④ 国庫補助金の交付決定	文部科学大臣は、前記申請書類等の審査をし、補助金を交付すべきであると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、県教育委員会を通じて当該市町村に通知する。



⑤ 状況報告書の提出	補助金交付決定通知を受けた市町村は、補助事業の執行状況について、状況報告書を当該補助事業を行う年度の12月20日までに県教育委員会に提出する。なお、状況報告は補助事業者間の過不足を調整し、配分変更を行う資料となるので、十分注意して精査しなければならない。
------------	---



⑥ 実績報告書の提出	市町村は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を県教育委員会に提出しなければならない。
------------	---



⑦ 補助金の額の確定	県教育委員会は、⑥により提出された実績報告書の内容を審査して、適正であると認めたときは、当該市町村に対して、補助金の額の確定を行う。
------------	--



⑧ 補助金の精算払	県教育委員会から、補助金の額の確定通知書を受けた市町村は、県会計管理者に対して請求書に額の確定通知書写・実績報告書等・交付決定通知書写・交付申請書写・予算書等を添付して補助金の支払いを受ける。
-----------	--

(3) 高等学校定時制課程及び通信制課程修学支援事業（夜食費補助）

「福島県立高等学校定時制及び通信制課程修学支援事業実施要綱」に基づき、夜間定時制高等学校の有職生徒等に対して、県が、夜間給食の実施に必要な物資の購入に要する経費を補助する制度である。

ア 補助の対象者

夜間定時制課程の本科に在学する有職生徒のうち、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (ア) 授業料免除基準に定める基準収入（所得）額以下の者。
- (イ) 他の法令等により、同種の給与を受給していない者。

イ 補助の金額

補助の対象となる生徒1人当たり1食分補助単価と当該事業に要する1食分の経費のいずれか低い額を限度とする。

補助単価は、1人1食当たり76.51円（平成17年度～）である。

ウ 申請手続き

「福島県立高等学校定時制及び通信制課程修学支援事業事務取扱要領」で定めた定時制及び通信制課程修学支援事業補助申請書（第1号様式）を、在職を証明する証明書類及び所得証明書を添付して、在学する校長に提出する。

3 その他の事務

(1) 学校給食施設の開設、変更等に伴う届出書類

学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校の設置者は、学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を開設し、又は廃止、変更等をしようとするときは、学校給食法施行令第1条の定めるところにより、あらかじめ県教育委員会にその旨を届け出なければならない。

届出区分ごとの提出期日は次のとおり。提出部数はいずれも1部とする。

- ア 開設届（様式1） 開設しようとする日の1か月前
- イ 変更届（様式2） 変更しようとする日の2週間前
- ウ 廃止届（様式3） 廃止しようとする日の1か月前
- エ 一時中止届（様式4） 変更しようとする日の10日前

ただし、一時中止の期間が5日以上のもので、伝染病、災害等不測の原因による場合は、中止を決定した後、直ちに電話等により報告するとともに、速やかに届け出なければならない。

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 開 設 届

学校給食法第3条1項に規定する学校給食を下記により開設したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)		所 在 地	
-------------------	--	-------	--

2 学校給食の実施人員、給食区分及び実施回数（注）

学 校 名	学級数	実 施 人 員			給食 区分	実 施 回 数		給 食 費		備 考
		児 童 生徒数	教 員 数	職 数 計		週	年	月 額	年 額	
										・週 米飯 回 パン 回 ・牛乳飲用量 1人1回 cc

3 学校給食開設（予定）年月日 平成 年 月 日

4 学校給食の運営組織

- (1) 組織図（別紙のとおり）
- (2) 学校給食関係組織

職 名	氏 名	備 考

職 名	氏 名	備 考

5 学校給食運営に要する経費及び維持の方法

- (1) 学校給食運営に要する経費

ア 光熱水費（月額） 円 イ 人件費（月額） 円

- (2) 維持の方法

注）給食区分とは、完全給食、補食給食及びミルク給食の別をいう。

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 変 更 届

年 月 日付け 第 号の学校給食開設届（変更届）の内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)	所 在 地

2 変更事項（該当する番号を○で囲む。(3)の場合は具体的に記載する。)

- (1) 給食区分の変更
- (2) 共同調理場における供給対象校の変更
- (3) その他 ()

3 変更内容

4 変更理由

5 変更時期

6 その他

※ 給食区分の変更の場合は、学校給食開設届に準じた様式を添付すること。

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学 校 給 食 廃 止 届

学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を下記により廃止したいので、学校給食法施行令第1条の規定により届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)		所 在 地	
-------------------	--	-------	--

2 学校給食実施人員、給食区分及び実施回数

学 校 名	学級数	実 施 人 員			給食区分	実 施 回 数	
		児 童 生徒数	教 職 員 数	計		週	年

3 廃止の理由（具体的に記載する）

4 廃止の時期 平成 年 月 日

5 給食施設・設備の処分方法（注）

6 給食物質の処分方法

注）補助事業等により取得した財産については、平成20年7月2日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知に基づき、別途所定の手続を行うこと。

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

学校給食一時中止届

学校給食法第3条第1項に規定する学校給食を下記のとおり一時中止したいので届け出ます。

記

1 学校名（共同調理場名）及び所在地

学 校 名 (共同調理場名)		所 在 地	
-------------------	--	-------	--

2 学校給食実施人員、給食区分及び実施回数

学 校 名	学級数	実 施 人 員			給食区分	実 施 回 数	
		児 童 生徒数	教 員 職 数	計		週	年

3 一時中止の理由（具体的に記載する）

4 一時中止の期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 中止期間中の給食代替措置等

6 給食物資の処分方法

(2) 国庫補助金等の交付を受けて取得した財産の処分等に関する事務手続

平成20年7月2日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知に基づき事務手続を行うこと。

20文科ス第469号

平成20年7月2日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長

樋 口 修 資

安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る
財産処分の承認等について（通知）

安全・安心な学校づくり交付金等（以下「交付金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について」（平成19年4月2日付け19文科ス第6号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）により取り扱ってきたところですが、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図るため、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財政処分承認基準」（以下「承認基準」という。）が別添1のとおり定められたことから、この承認基準を踏まえ従来の取扱いを改正し、平成20年7月2日以降は下記により取り扱うこととしたので通知します。

ついては、このことを貴都道府県学校法人所管部局、都道府県教育委員会及び都道府県教育委員会におかれては、貴管下の市区町村教育委員会に対し周知を図るとともに、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、交付金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校給食の円滑な実施に支障が生じないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう努められるよう十分配慮願います。

1 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、3(2)に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りではない。

(3) 経由機関

市区町村又は学校法人が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

2 承認とみなす事項（包括承認事項）

次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

また、学校の建物と一体に調理場等が整備されている場合は、当該建物の財産処分に従うものとする。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であり、別紙様式2の「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 地方公共団体が、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物及び建物以外の工作物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）について行う無償による財産処分。
- ② 別表「報告事項一覧」に掲げる財産処分
- ③ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

(2) 交付決定事項

次の事項に該当する財産処分であって、当該調理場の新增改築事業に係る交付決定があった場合。

- ① 「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定。）第1の47に定める構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）

の取壊し、なお、学校法人においては、「学校給食施設補助交付要綱」（昭和53年5月18日文科科学大臣裁定。）要領3の3(1)に定める耐力度とする。

- ② 危険建物に準ずる建物の取壊し
- ③ 建物の敷地が狭あい等のため、従前の建物の一部若しくは全部の取壊し
- ④ 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物の一部若しくは全部の取壊し
- ⑤ ①から④の建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

3 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 包括承認事項
- ② 学校法人が、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等について行う無償による財産処分のうち次のいずれかの場合
 - ア 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人を含む。）又は社会福祉法人への貸与（期間を限定し、学校施設又は社会福祉施設の用に供する場合に限る。）
 - イ 承認基準第3 2(1)②及び③に該当する場合
- ③ 国庫補助事業完了後10年以上を経過した建物等の有償による財産処分で、下記(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの
(注) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から1年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。
- ④ 地方公共団体の調理場で、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄
- ⑤ その他文科科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(別表)

報 告 事 項 一 覧

摘要番号	事 項
1 1-(1) 1-(2) 1-(3) 1-(4) 1-(5) 1-(6) 1-(7)	1 災害等により全壊した建物の取壊し等 (1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄 (2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し (3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し (4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し (5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。） (6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄 (7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備の廃棄
2 2-(1) 2-(2)	2 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげ る場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの (1) 統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等で、当該統合等について国 庫補助を受けたものの無償による転用 (2) 学校給食の円滑な実施に著しく不適当で、その改築等が国庫補助の対象となった建物等の無償に よる転用
3	事情変更に伴う建物区分の変更

(別紙様式1)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の長 (記名押印又は署名)
学校法人の長

安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分承認申請書

安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分について、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

調理場名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定年 月	備考
					m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名 印

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「施設区分」欄：施設区分（建物・設備）を記入する。
- (2) 「構造区分」欄：施設の構造区分（R・S・W）を記入する。
- (3) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (4) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 「経由機関の意見」欄：市町村が行う財産処分に対し、都道府県教育委員会の意見として当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記入する。

(別紙様式2)

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

地方公共団体の長
学校法人の長 (記名押印又は署名)

安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分報告書

安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので平成20年7月2日付け20文科ス第469号「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1 処分の内容

調理場名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定年月	備考
					m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) 別紙様式3「財産処分報告事項照合票」
- (4) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名 印

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「施設区分」欄：施設区分（建物・設備）を記入する。
- (2) 「構造区分」欄：施設の構造区分（R・S・W）を記入する。
- (3) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (4) 「摘要」欄：「通知2(1)①」、「通知2(1)③」、又は別表「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。
- (5) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

(別紙様式3)

財産処分報告事項照合票

照 合 事 項	設 置 者 意 見 欄
(1) 財産処分後における学校給食の実施方法 (※記入要領1)	
(2) 財産処分後における施設の活用計画 (※記入要領2)	
(3) 財産処分後における施設の管理運営体制 (※記入要領3)	

〔設置者の総合的な意見欄〕(※記入要領4)

〔都道府県教育委員会意見欄〕(※記入要領5)

(記入要領)

1 財産処分後の学校給食の実施方法等について記入する。

なお、災害等により全壊した建物の取壊し等、統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等の転用にあっては、記載不要。

2 財産処分後の転用施設の活用計画等について記入する。

なお、災害等により全壊した建物の取壊し等にあっては、記載不要。

3 当該財産処分後の転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策等の管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。

なお、災害等により全壊した建物の取壊し等にあっては、記載不要。

4 設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。

5 市町村又は学校法人が行う当該財産処分に関し、都道府県教育委員会の意見を記入すること。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
安全・安心な 学校づくり交付金	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブロック造	その他	45	38
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	40	34
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	30	27
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	20	19
			木造	W	24	22
			木骨モルタル造	その他	22	20
	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	28	25
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	20	19
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※ 参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日文部省告示第28号)

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※ 参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助事業等名	処分制限財産の名称等		処分制限 期間(年)	根 拠
	区分	学校給食設備名		
安全・安心な 学校づくり交付金	附帯A	か ま	5	} 器具及び備品／食事又は厨房用品／その他のも
		上 流 し	5	
		下 流 し	5	
		調 理 台	5	
		食 器 洗 浄 機	9	} 機械及び装置／給食用設備
		食 器 消 毒 保 管 機	9	
		ポ イ ラ ー	9	
		かくはん機（ミキサー）	9	
		野 菜 裁 断 機	9	
		球 根 皮 む き 機	9	
		揚 物 機	9	
		焼 物 機	9	
		蒸 物 機	9	
		冷 蔵 庫	9	
		真 空 冷 却 機	9	
		中心温度管理機能付調理機	9	
	エ ア カ ー テ ン	12	} 建物附属設備／エアカーテン	
	エ ア シ ャ ワ ー	12		
		手 指 殺 菌 機	8	⇨ 器具及び備品／その他のも
	附帯B	厨 芥 処 理 機	9	⇨ 機械及び装置／給食用設備
	附帯C	自 家 発 電 機	15	⇨ 機械及び装置／内燃力又はガスタービン発電設備
	附帯D	廃水処理施設【R造】	30	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／R造のもの
廃水処理施設【S造】		15	⇨ 構築物／汚水処理用のもの／S造のもの	
炊飯設備	炊 飯 機	9	} 機械及び装置／給食用設備	
	洗 米 機	9		
	納 米 庫 （ 米 び つ ）	9		
	食 器 浸 湿 槽	9		

※ 参 考

「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）